

[事案 21-50] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 22 年 4 月 28 日 裁定終了

< 事案の概要 >

銀行員に勧められ変額個人年金保険に加入したが、適切な説明がなく契約内容を誤認して契約を締結したので、契約を取り消し払い込んだ保険料を返還して欲しい。

< 申立人の主張 >

平成 20 年 5 月、満期を迎えた定期預金の書き換えに銀行を訪れたところ、銀行員(募集人)から勧められて変額個人年金保険に加入した。しかし、募集人から重要事項と商品内容について以下の不適切な説明があり、商品内容を誤認して契約したので、契約を取り消して保険料を返して欲しい。

- (1)最初に 3 %の手数料をとられることの説明がなかったこと。
- (2)運用の仕方について、300 万円を運用し、利息として毎年 3.2%、9 万 6000 円が支払われると誤った説明をしたこと。
- (3)解約について、10 年たてば解約しても損はしない、10 年後には利息を含め 396 万円になると言い、元本欠損リスクについて誤った説明をしたこと。

< 保険会社の主張 >

下記の通り、募集人が重要事項の不説明もしくは商品内容に関する虚偽説明を行った事実は確認できないため、申し出に応じることはできない。

- (1)初期費用については、パンフレットの商品仕組図や諸費用のページにより説明している。
- (2)パンフレットの商品仕組図と年金受取シミュレーション図を用いて、積立金から取り崩して年金が支払われる旨を説明している。
- (3)元本欠損リスクについては、商品仕組図を用いて価格変動のある株・債券等で運用しており、残高が日々変動することをイラストで示しながら説明している。また、解約控除についてもパンフレット最終ページを用いて経過年数に伴う手数料を説明し、「10 年以上経つと解約手数料はかからないのね」とのコメントに対して、再度、「もし 10 年後に解約した際に運用状況が悪くなっていれば元本割れの可能性がある」と元本欠損リスクについて説明している。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では申立書、答弁書等の書面の内容および申立人および募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した結果、下記理由により、本件申立ては認められないことから、生命保険相談所規程第 44 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

- (1)パンフレットの商品仕組図、「諸費用について」において、3%の手数料を特別勘定繰入前に一時払い保険料から控除する旨の説明があり、募集人が申立人にこのパンフレットを見せながら説明をした以上、これを説明しなかったとすることは通常考えられない。
- (2)次の諸事実からすると、募集人が、勧誘時にパンフレット等を示しながら、申立人に対して、上記パンフレットや意向確認書等の書類とまったく矛盾する「元本 300 万円は保証され、毎年 3.2%の利息が支払われる。」との説明を行ったとは、考えにくい。

一時払保険料（基本保険金額）（＝申立人の言う「元本」の部分）は、3%の契約初期費用控除の上、特別勘定に組み入れられ、積立期間経過後に、その中から年金として一定額が払い出されていくため、一時払保険料（基本保険金額）（＝申立人のいう「元本」の部分）が逡減していくことがパンフレットのイメージ図として示されている。また、パンフレットには、「積立金がなくなった場合」との記載があり、運用実績によっては、一時払保険料（基本保険金額）がなくなってしまうこともあることが、示されている。

パンフレットには「一時払保険料（基本保険金額）が100%保証されます。」と記載されているが、そのすぐ下に一時払保険料の保証が一定の条件のもとであることが明示されている。

パンフレットには申立人が加入した受取重視プラン年金シュミレーションの一覧表があり、毎年年金が払い出されると積立金残高が逡減していくことが理解しうる。申立人は、意向確認書兼適合性確認書の、受取総額（死亡一時金＋既払年金累計額）として一時払保険料相当額の最低保証金があることの確認に自ら目を通し、募集人が読み上げているのを聞きながら「はい」にチェックした。

- (3) 以上のとおり、募集人が虚偽の説明を行い、また、契約時の初期費用について説明しなかったとの事実は認定できず、消費者契約法上の不実告知、断定的判断の提供があったとは判断できない。また申立人が申立の趣旨記載の錯誤に陥ったとも、考えられない。

仮に、申立人が、申立人の主張するような錯誤に陥ったとしても、申立人は、前述の内容のパンフレットを見ながら申込契約の説明を受け、意向確認書兼適合性確認書について、自ら目を通し、募集人が読み上げているのを聞きながら「はい」にチェックしたのであるから、その錯誤について、重大な過失があると判断せざるを得ない。

- (4) 保険会社は、募集人が「以前は問題があったが、今は改良されて10年経てば解約しても大丈夫である」と発言したことを否定しているうえ、仮に募集人がそのような説明をしたとしても、申立契約は、10年経過後は、実際に解約手数料がゼロになるのであり、また上記のとおり、一定の条件のもとで、一時払保険料が保証されるのであるから、消費者契約法上の不実告知とは判断できない。また、上記の募集人の説明によって申立人がいかなる錯誤に陥ったのか、明らかではないので、申立人の錯誤も認定できない。